NUTRITION

名古屋栄養専門学校

実学と人間教育に重点を置き、産学連携で多様化する
現代の食生活を見つめていきます。
栄養士の国家資格が取得できる専門教育機関として、
実践的カリキュラムと充実した施設・設備によって、
栄養指導、給食・衛生管理等に関する高度な知識と
技術を学び、地域社会の健康づくりに貢献し、
新しい時代に即応する栄養士を育成します。

「職業実践専門課程」として
文部科学大臣から認定されました

「職業実践専門課程」とは、専門学校の
新たな枠組みとして企業等との密接な連携により、
最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を
編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に
取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門
課程」として認定し、奨励する制度です。
名古屋栄養専門学校は2020年度から「職業実践専門課程」として、
より一層専門技術教育に力を入れ、社会のニーズに応えられる質の高い栄養士の養成を目指しています。

設置学科　● 修業年限 ● 募集定員

●食物栄養科〔男女2年〕70名

学納金

食物栄養科

納入時期	入学金	授業料	教育充実費	実習費	合計
入学手続時	200,000	310,000	127,000	92,000	729,000
1年後期(9月末)		310,000	127,000	92,000	529,000
2年前期(3月末)		310,000	127,000	92,000	529,000
2年後期(9月末)		310,000	127,000	92,000	529,000
合　計	200,000	1,240,000	508,000	368,000	2,316,000

●学外研修費／1年後期　20,000円
／2年前期　20,000円
●学生会費／1年後期　4,000円
／2年前期　4,000円
●同窓会費／2年後期　4,000円

※卒業諸経費は2年後期に納入　約 30,000円

初年度 教科書代等（引落しは、5月の指定日）

約80,000円（教科書・白衣・調理器具等）

※上記、学納金は前年度入学者実績のもので、事情により改定することがあります。

専門実践教育訓練給付制度指定講座です。

専門実践教育訓練給付制度とは、働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の50%（年間上限40万円）、更に、受講修了日から一年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には20%（合計70%、年間上限56万円）をハローワークから支給する制度です。
※くわしくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。